

## みどり市住環境改修補助金交付要綱

平成 29 年 8 月 16 日

告示第 85 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民が快適な生活を営むことができるよう住環境を向上させるため、住宅の増改築又はリフォームを行う者に対し、みどり市住環境改修補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、みどり市補助金等に関する規則(平成 18 年みどり市規則第 40 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 個人が所有する家屋であって、当該個人の居住の用に供するものをいう。
- (2) 増改築 住宅を増築すること又は住宅の一部を解体し造り替えることをいう。
- (3) リフォーム 住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、住宅の全部又は一部の修繕、補修、模様替え、取り替え等を行うことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助希望者」という。)及びその同居の親族が、市税等を滞納していないこと。
- (3) 過去に補助金を受けていないこと。

(補助対象住宅)

第 4 条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、補助対象者が所有する住宅であって、次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建ての住宅
- (2) 併用住宅(その一部を人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。)
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に認めた住宅

(補助対象工事)

第 5 条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象住宅に係る工事であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 住宅の増改築又はリフォームに係る工事(以下「リフォーム等工事」という。)を業として行う、市内に事務所又は事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人(以下これらを「事業者」という。)が施工するものであること。
- (2) リフォーム等工事に要する費用(補助希望者が事業者の施工の用に供するために購入する資材、設備等の費用並びに消費税及び地方消費税を含む。)が 10 万円以上であること。
- (3) 補助金の交付の申請をした日の属する年度の 2 月末日(特別な事情がある場合であって市長がやむを得ないと認めたときは、当該年度の末日)までに完了する工事

であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用(補助希望者が事業者の施工の用に供するために購入する資材、設備等の費用並びに消費税及び地方消費税を含む。以下「工事費用」という。)の10分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、補助金の額が10万円を超える場合は、10万円を限度とする。

2 次に掲げる費用については、工事費用に含めない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) その一部を賃貸の用に供している、又は賃貸の用に供する予定の住宅の当該賃貸の用に供している、又は賃貸の用に供する予定の部分の工事に係る費用

(2) 倉庫、車庫等の工事に係る費用

(3) 移動又は取り外し可能な機器、電化製品(テレビ、冷蔵庫等をいう。)、家具その他の製品の購入に係る費用

(4) 併用住宅における、その人の居住の用に供する部分以外の部分(共用部分を含む。)の工事に係る費用

(5) 造園、門扉、塀又は外構の工事に係る費用

(6) 下水道接続工事の配管工事(浴槽、流し、便器等の改修工事を除く。)に係る費用

(7) 増改築又はリフォームを伴わない解体工事に係る費用

(8) 他の補助制度と重複計上となる費用

(9) 公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転補償費の対象となる工事に係る費用

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当でないとする費用  
(令元告示20・令6告示15・一部改正)

(補助金の交付申請)

第7条 補助希望者は、みどり市住環境改修補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、補助対象工事の着工前に市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 見積書、工事請負契約書又は請書(それぞれ工事内訳書を含む。)の写し

(3) 補助対象工事の内容が分かる図面

(4) 補助対象住宅の全体及び施工箇所の着工前の写真

(5) 補助希望者が補助対象住宅を所有していることが分かる書類の写し

(6) 調査承諾書(様式第2号)

(7) 他の補助制度の申請書の写し(他の補助制度を併用して申請する場合に限る。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

2 補助金の交付の申請は、当該補助対象住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、みどり市住環境改修補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するもの

とする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による交付の決定を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から15日以内にみどり市住環境改修補助金交付申請取下届(様式第4号)により当該申請を取り下げることができる。

(補助対象工事の内容の変更)

第10条 申請者は、交付の決定の内容に変更を加えようとする場合は、みどり市住環境改修補助金変更交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負変更契約書又は変更請書(それぞれ工事内訳書を含む。)の写し
- (2) 変更後の工事内容が分かる図面
- (3) 変更に係る施工箇所の着工前の写真
- (4) 他の補助制度の申請書の写し(変更によって他の補助制度を併用して申請する場合に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更を適当と認めたときは、みどり市住環境改修補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(状況報告及び実地調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は補助対象工事を施工する事業者に対し、補助対象工事の進捗状況について報告を求め、又は実地調査を行うものとする。この場合において、市長は、補助対象工事が交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助対象工事が完了した日(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあつては同法第7条第4項又は第7条の2第4項の規定による検査を受けた日、それ以外の場合にあつては事業者から補助対象工事の引渡しを受けた日)から1か月以内にみどり市住環境改修工事完了実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の全体及び施工箇所の工事の完了後の写真
- (2) 工事費用の領収書の写し
- (3) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し(同法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合に限る。)
- (4) 他の補助制度の実績報告書の写し(他の補助制度を併用して申請した場合に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、その内容を審査

し、交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであると認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の額を確定したときは、みどり市住環境改修補助金額確定通知書(様式第8号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(適用除外)

第15条 みどり市補助金等に関する規則第15条第2項の規定は、補助金については適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年8月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

(補助金の交付申請の特例)

- 2 平成29年4月1日から同年8月15日までの間において着工した補助対象工事については、第7条第1項の規定にかかわらず、補助対象工事の着工後においても、補助金の交付の申請をすることができる。この場合において、同項中「補助対象工事の着工前に市長」とあるのは「市長」と、同項第4号中「補助対象住宅の全体及び施工箇所に着工前の写真」とあるのは「削除」とする。

附 則(令和元年7月19日告示第20号)

この告示は、令和元年7月19日から施行する。

附 則(令和6年3月4日告示第15号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

みどり市長

様

申請者 住所  
氏名  
電話

みどり市住環境改修補助金交付申請書

次のとおりみどり市住環境改修補助金の交付を受けたいので、みどり市住環境改修補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

住宅の所在地	みどり市		
工事の種別	1. 増築          2. 改築          3. リフォーム		
住宅の種別	1. 一戸建ての住宅      2. 併用住宅		
全体工事費	円		
工事の内容(予定)			
工事の期間(予定)	着工(予定)年月日	年	月 日
	完成(予定)年月日	年	月 日
事業者名		担当者	
住所又は所在地(本店)		電 話	
他の補助制度の申請の有無(予定)	有 ・ 無	「有」の場合は、補助金等の名称	
補助対象工事費 A	算定額 B	補助金額 C	
	$B=A \times 1/10$	$C \leq 10$ 万円	
円	円	円	
		※1,000 円未満切捨て	
補助金振込先	金融機関名		支店名
	口座番号		種類
	カ ナ		普通 ・ 当座
	口座名義		

【添付書類】 ※ 各1部提出すること。

- ①位置図
- ②見積書、工事請負契約書又は請書(それぞれ工事内訳書を含む。)の写し
- ③補助対象工事の内容が分かる図面
- ④補助対象住宅の全体及び施工箇所の着工前の写真
- ⑤申請者が補助対象住宅を所有していることが分かる書類の写し
- ⑥調査承諾書(様式第2号)
- ⑦他の補助制度の申請書の写し(他の補助制度を併用して申請する場合に限る。)

調査承諾書

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(本人が署名する場合は押印不要)

私は、みどり市住環境改修補助金の交付の申請に当たって、下記の事項を承諾します。

記

1. 私及び私の世帯構成員について市税等の滞納はありません。よって、市長が私及び私の世帯構成員の市税等の納付状況を調査することを承諾します。
2. 上記以外で、当該補助金の交付を受けるに当たって必要な事項及び内容について、市長が調査することを承諾します。

第 年 月 日 号

申請者 住所  
氏名 様

みどり市長



みどり市住環境改修補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、みどり市住環境改修補助金について、次のとおり補助金の交付を決定しましたので、みどり市住環境改修補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助金交付決定額	円
交付条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象工事の内容の変更又は中止により、補助金の額に変更が生じた場合は、速やかに変更交付申請書を提出してください。</li><li>・補助対象工事の完了後1か月以内に必ず実績報告書を提出してください。</li><li>・補助対象工事の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。</li><li>・補助対象工事の進捗状況について報告を求め、その状況に応じては必要な措置を講ずるよう求めることがあります。</li></ul>

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

みどり市住環境改修補助金交付申請取下届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたみどり市住環境改修補助金について、次のとおり取り下げたいので、みどり市住環境改修補助金交付要綱第9条の規定により届出します。

記

1. 交付決定額 円

2. 取下理由

みどり市長 様

申請者 住所  
氏名

みどり市住環境改修補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた内容を変更したいので、みどり市住環境改修補助金要綱第 10 条第 1 項の規定により申請します。

1. 変更交付申請額

変更前の金額	変更後の金額
円	円

2. 変更の内容

変更前の内容	変更後の内容

3. 変更の理由

--

【添付書類】※ 各 1 部提出すること。

- ①工事請負変更契約書又は変更請書(それぞれ工事内訳書を含む。)の写し
- ②変更後の工事内容が分かる図面
- ③変更に係る施工箇所の着工前の写真
- ④他の補助制度の申請書の写し(変更によって他の補助制度を併用して申請する場合に限る。)

第 号  
年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 様

みどり市長



みどり市住環境改修補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました、みどり市住環境改修補助金について、下記のとおり補助金の額を変更することに決定しましたので、みどり市住環境改修補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 変更前補助金交付決定額 円
2. 変更後補助金交付決定額 円

みどり市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

みどり市住環境改修工事完了実績報告書

次のとおり補助対象工事が完了したので、みどり市住環境改修補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

補助金交付決定番号	年 月 日付け	第 号
全体工事費	円	
工事の内容 (変更があった場合は、 変更後の工事の内容を 記載すること。)		
工事の期間	着工年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日
他の補助制度の申請の有無	有 ・ 無	「有」の場合は、 補助金等の名称
補助対象工事費 A	算定額 B $B=A \times 1/10$	補助金額 C $C \leq 10$ 万円
円	円	円 ※1,000円未満切捨て

【添付書類】※ 各1部提出すること。

- ①補助対象住宅の全体及び施工箇所の工事の完了後の写真
- ②工事費用の領収書の写し
- ③建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し  
(同法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合に限る。)
- ④他の補助制度の実績報告書の写し(他の補助制度を併用して申請した場合に限る。)

第 年 月 日 号

申請者 住 所  
氏 名 様

みどり市長



みどり市住環境改修補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました、みどり市住環境改修補助金について、下記のとおり補助金の額が確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の確定額 円
2. 補助金交付日 年 月 日に指定された口座へ振り込みます。